第七十条の五　新設分割設立組合は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合の権利義務を承継する。

前項の規定にかかわらず、新設分割組合の債権者であつて、第七十条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの（同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割組合に対して、当該債務の履行を請求することができる。

第一項の規定にかかわらず、新設分割組合の債権者であつて、第七十条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立組合に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

新設分割組合の組合員（新設分割設立組合の組合員となることができないものを除く。）は、新設分割設立組合の成立の日に、第七十条の三第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設分割設立組合の組合員となる。

第七十条の六　新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の七　新設分割の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二項（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第十号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の八　第七十条の二から前条までに定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第一項中「第六十四条第六項第一号」を「第六十四条第七項第一号」に改め、同条第二項中「第六十四条第五項」を「第六十四条第六項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改める。

第七十二条第二項及び第七十二条の二第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第七十二条の二中「第二十七条の二」を「第二十七条」に、「第三十九条、第四十二条」を「第三十九条第一項」に、「第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項」を「第四十六条の二並びに第四十六条の四第二項」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、「定めるもの」の下に「（以下「計算書類」という。）」を加え、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、第二章第六節中同条を第七十二条の三とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章　農事組合法人

第一節　通則

第二章第六節を同章第八節とする。

第五十六条第一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第五十七条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第五十八条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第五項中「その会日」を「創立総会の日」に改め、同条第七項中「第四十六条の三から第四十六条の五まで」を「第四十六条の二から第四十六条の四まで」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に、「第四十六条の三中」を「第四十六条の二中」に、「第四十六条の四」を「第四十六条の三」に改める。

第六十条第三号及び第四号を削る。

第六十一条第一項中「二箇月」を「二月」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「訴」を「訴え」に改める。

第六十二条第二項中「引渡」を「引渡し」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第三項中「払込」を「払込み」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「以て」を「もつて」に改める。

第六十三条第一項中「因つて」を「よつて」に改める。

第二章第五節を同章第七節とする。

第二十九条中「左の」を「次の」に改める。

第三十条第十一項中「及び次条第三項」を削り、同項の次に次の二項を加える。

農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。ただし、その地区内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第一号において同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一　認定農業者（法人にあつては、その役員）

二　農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者

農業協同組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第三十条の二第三項を次のように改める。

経営管理委員の定数は、五人以上とする。

第三十条の二第四項中「組合」の下に「（以下「経営管理委員設置組合」という。）」を加え、同条第五項中「前項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「前条第十一項」の下に「から第十三項まで」を加え、「第四項の組合」を「経営管理委員設置組合の理事」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

経営管理委員設置組合の理事は、農畜産物の販売その他の当該経営管理委員設置組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

第三十条の二第三項の次に次の一項を加える。

経営管理委員については、前条第十一項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第十一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、同条第十二項中「次に掲げる者のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる者」と読み替えるものとする。

第三十条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条の五第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。